

利用上の注意

本報告書は、調査期日2020年3月31日現在で実施した「2020年経済産業省企業活動基本調査」について集計したものである。

経済産業省企業活動基本調査の概要及び統計表の利用上の注意は、以下のとおりである。

I. 経済産業省企業活動基本調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、我が国企業の活動の実態を明らかにし、企業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠法規

本調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査であり、経済産業省企業活動基本調査規則(平成4年通商産業省令第56号)によって実施する。

3. 調査の範囲

日本標準産業分類の次に掲げる分類に属する事業所を有する企業のうち、従業者 50 人以上かつ資本金額又は出資金額 3000 万円以上のもの(以下「調査企業」という。)

〔対象となる分類〕

- ① 大分類C－鉱業, 採石業, 砂利採取業
- ② 大分類E－製造業
- ③ 大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業(中分類 35－熱供給業及び中分類 36－水道業を除く。)
- ④ 大分類G－情報通信業(別表に掲げるもの)
- ⑤ 大分類I－卸売業, 小売業
- ⑥ 大分類J－金融業, 保険業(別表に掲げるもの)
- ⑦ 大分類K－不動産業, 物品賃貸業(別表に掲げるもの)
- ⑧ 大分類L－学術研究, 専門・技術サービス業(別表に掲げるもの)
- ⑨ 大分類M－宿泊業, 飲食サービス業(別表に掲げるもの)
- ⑩ 大分類N－生活関連サービス業, 娯楽業(別表に掲げるもの)
- ⑪ 大分類O－教育, 学習支援業(別表に掲げるもの)
- ⑫ 大分類R－サービス業(他に分類されないもの)(別表に掲げるもの)

＜別表＞

G－情報通信業	日本標準産業分類に掲げる小分類391-ソフトウェア業及び小分類392-情報処理・提供サービス業、中分類40-インターネット附随サービス業、細分類4111-映画・ビデオ制作業(テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く)、細分類4112-テレビジョン番組制作業(アニメーション制作業を除く)、細分類4113-アニメーション制作業、小分類413-新聞業及び小分類414-出版業
J－金融業, 保険業	日本標準産業分類に掲げる小分類643-クレジットカード業, 割賦金融業
K－不動産業, 物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる中分類70-物品賃貸業(小分類704-自動車賃貸業、細分類7092-音楽・映像記録物賃貸業(別掲を除く)及び細分類7099-他に分類されない物品賃貸業はレンタルを除く)
L－学術研究, 専門・技術サービス業	日本標準産業分類に掲げる中分類71-学術・開発研究機関、小分類726-デザイン業、中分類73-広告業、中分類74-技術サービス業(他に分類されないもの)のうち小分類743-機械設計業、小分類744-商品・非破壊検査業、小分類745-計量証明業、小分類746-写真業及び小分類749-その他の技術サービス業
M－宿泊業, 飲食サービス業	日本標準産業分類に掲げる中分類76-飲食店(細分類7622-料亭、小分類765-酒場, ビアホール及び小分類766-バー, キャバレー, ナイトクラブを除く)、中分類77-持ち帰り・配達飲食サービス業

N－生活関連サービス業、娯楽業	日本標準産業分類に掲げる中分類78-洗濯・理容・美容・浴場業(小分類785-その他の公衆浴場業は除く。)、中分類79-その他の生活関連サービス業(小分類791-旅行業及び細分類7999-他に分類されないその他の生活関連サービス業は除く。)、小分類801-映画館、小分類804-スポーツ施設提供業(細分類8041-スポーツ施設提供業(別掲を除く)を除く。)及び小分類805-公園、遊園地
O－教育、学習支援業	日本標準産業分類に掲げる細分類8245-外国語会話教授業及び細分類8249-その他の教養・技能教授業のうちカルチャー教室(総合的なもの)
R－サービス業(他に分類されないもの)	日本標準産業分類に掲げる中分類88-廃棄物処理業、中分類90-機械等修理業(別掲を除く)、中分類91-職業紹介・労働者派遣業、中分類92-その他の事業サービス業(小分類922-建物サービス業及び小分類923-警備業を除く。)

4. 調査期日及び期間

- (1) 2020年調査の調査期日は2020年3月31日現在である。
- (2) 調査期間は、原則として2019年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の1年間である。

5. 調査事項（詳細は巻末「調査票」参照。）

- (1) 企業の概要(名称及び所在地、資本金額又は出資金額、設立形態及び設立時期、決算月)
- (2) 事業組織及び従業者数
- (3) 親会社、子会社・関連会社の状況
- (4) 資産・負債及び純資産並びに投資
- (5) 事業内容
- (6) 取引状況
- (7) 事業の外部委託の状況
- (8) 研究開発、能力開発
- (9) 技術の所有及び取引状況
- (10) 企業経営の方向

6. 調査方法

調査方法は、対象となる企業に調査票を配布し、調査対象企業が記入、提出する郵送調査により実施した。平成16年調査よりオンラインによる調査票提出を行っている。

7. 調査結果の公表

本調査の集計結果は、主要項目をとりまとめ「2020年経済産業省企業活動基本調査速報」として公表したほか、確報として2020年経済産業省企業活動基本調査結果「第1巻 総合統計表」「第2巻 事業多角化等統計表」「第3巻 子会社等統計表」として公表する。

本調査結果(第2巻 事業多角化等統計表)は、「5. 調査事項」のうち、「(3)親会社、子会社・関連会社の状況」、「(5)事業内容」、「(6)取引状況」に関する事項について、集計したものである。

II. 統計表の作成及び利用上の注意

1. 企業の産業分類とその決定方法

(1) 企業の産業分類

本調査の産業分類は、事業所について適用する日本標準産業分類を適用しているが、同分類を機械的に

あてはめると、事業所ベースに比べて企業ベースの方が兼業の割合が高いため、各種商品卸売業、各種商品小売業及び各種物品賃貸業に分類される企業が大幅に増大し、本調査の目的の一つである多角化の把握などの分析にはそぐわないことになる。

このため、本調査の報告書では、この3つの産業を分類として採用せず、当該企業の主要活動によりそれぞれの産業に分類することとした。その結果、「総合商社」のような企業は、繊維品卸売業、石油・鉱物卸売業、産業機械器具卸売業などに分類され、「百貨店」や「スーパー」などは織物・衣服・身の回り品小売業や飲食料品小売業などに、「総合リース業」は産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業などに分類されている。

(2) 企業の産業の決定方法

- 1) 本調査では、企業の売上高を、①鉱産品の販売、②製造品の販売、加工賃収入、③電気・ガス事業収入、④情報通信事業収入、⑤卸売・小売の売上、⑥クレジットカード業、割賦金融業事業収入、⑦物品賃貸業事業収入、⑧学術研究、専門・技術サービス業事業収入、⑨飲食店売上、⑩生活関連サービス業、娯楽業事業収入、⑪個人教授所収入、⑫サービス事業収入、⑬その他の事業収入に分けて、これらを①～⑬ごとに合算し、最も売上高の大きいもので大分類（「鉱業、採石業、砂利採取業」、「製造業」、「電気・ガス業」、「情報通信業」、「卸売・小売業」、「クレジットカード業、割賦金融業」、「物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「個人教授所」、「サービス業(その他のサービスを除く)」、「サービス業(その他のサービス業)」、「その他の産業」)を決定している。
- 2) その大分類の中において、売上高の小分類ベースでの売上高を比較し、最も大きい販売品目(事業収入)で産業(小分類)を決定している。

(3) 用語の使い方

本調査結果において、それぞれの産業の内訳をみる場合には、食料品製造業、繊維品卸売業、織物・衣服・身の回り品小売業という用語を用いる。

(4) 統計表の『合計』について

統計表の『合計』は、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「製造業」、「電気・ガス業」、「情報通信業」、「卸売業」、「小売業」、「クレジットカード業、割賦金融業」、「物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「個人教授所」及び「サービス業(その他のサービス業を除く)」の計。『サービス業(その他のサービス業を除く)』は「廃棄物処理業」、「機械等修理業」、「職業紹介業」、「労働者派遣業」、「ディスプレイ業」、「テレマーケティング業」、「その他の事業サービス業」の計である。

また、統計表の『総合計』は、「合計」、「サービス業(その他のサービス業)」、「その他の産業」の計である。

(5) 統計表の『映画・ビデオ制作業(※)』、『411 映画・ビデオ制作業(※)』について

平成22年調査より分類番号「411 映画・ビデオ制作業(アニメーション制作業を含む)」から「418 テレビジョン番組制作業」を分割した。ただし、集計上は、「映画・ビデオ制作業(※)」、「411 映画・ビデオ制作業(※)」と表章し、「411 映画・ビデオ制作業(アニメーション制作業を含む)」と「418 テレビジョン番組制作業」の計としているため、前年度比較を可能としている。

(6) 産業分類及びその事業活動の例示

産業分類及びその事業活動の例示については、表「経済産業省企業活動基本調査品目・事業分類及び親会社分類表」を参照のこと。

2. 統計表及び集計項目の説明

(1) 「従業者数」は、2019年度末の数である。

1) 「常時従業者」とは、有給役員、常用雇用者(正社員、正職員、パート、アルバイト、嘱託、契約社員等の呼

称にかかわらず、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している者)をいう。

2) 従業者規模別統計表は、常時従業者数によって区分している。

(2)「事業所数」は、2019年度末の数である。

「事業所」とは、経済活動の場所的単位であって、原則として次のア、イの要件を備えているものをいう。

ア. 経済活動が単一の経営主体のもとにおいて、一定の場所、すなわち一区画を占めて行われていること。

イ. 物の生産及びサービスの提供が人及び設備を有して、継続的に行なわれていること。

すなわち、事業所とは、一般的に、工場、鉱業所、商店、営業所などと呼ばれるものをいう。

(3)部門別売上高の区分は次のとおりである。

鉱産品	自社で産出し、販売した鉱産品の売上高。
製造品	自社で生産し、販売した製造品の売上高であり、他企業に原材料、半製品、部品を支給して製造させた委託生産品の売上高及び加工賃収入額。
卸売・小売業	他企業から商品を仕入れて、加工せずにそのまま他企業又は一般消費者に販売した金額。
宿泊、飲食サービス業	宿泊業、飲食サービスにおける売上高。
電気・ガス・熱供給・水道事業	電気・ガス・熱供給・水道事業による収入額。
金融・保険事業	クレジットカード事業、割賦金融事業による収入額。
情報・通信事業	情報の伝達、情報の処理、提供及び新聞業、出版業などの事業による収入額。
教育・学習支援事業	学校教育及び学習支援、教養、技術、技能等を教授する事業による収入額。
サービス事業	サービスを提供する事業による収入額。
その他の事業	上記以外の農林水産業、建設業、運輸業、不動産業などの事業による収入額。

(4)「営業費用」等の内訳は次のとおりである。

売上原価	売上高に対応する原価(製造に要した材料費、労務費、諸経費)、商品仕入高。 建設業においては、完成工事高に対応する完成工事原価。 サービス業においては、営業収入(益)に対応する営業原価。 クレジットカード業・割賦金融業においては「金融費用」も含める。 電気・ガス業においては、売上高、営業収益、営業雑収益、付帯事業収益等に対応する製造原価(製造業に要した発電費等、送電費等、材料費、労務費、諸経費)、商品仕入高、受注工事費用、器具販売費用。
販売費及び一般管理費	販売及び一般管理業務に関して発生した費用。 販売手数料、荷造費、運搬費、広告宣伝費、保管費、販売及び一般管理業務に従事する従業者の給料、賃金、手当、賞与、福利厚生費、販売費、一般管理部門関係の交際費、交通費、通信費、光熱費、消耗品費、租税公課、減価償却費、修繕費、保険料、不動産賃借料。電気・ガス業においては収入課税の事業税も含める。
広告宣伝費	販売促進のための新聞、テレビなどの広告媒体による宣伝、イベントなどの費用。
荷造運搬費	荷造運搬費＝「自社で発送した費用」＋「外部運送業者への委託費」 鉱産品・製造品・商品の梱包のための荷造運搬費、荷造費及び運送費用など。
減価償却費	減価償却費＝売上原価(減価償却費)＋販売費・一般管理費(減価償却費) 当該年度に「固定資産の償却費」として計上された金額。
給与総額(賞与を含む)	常時従業者に係る給与総額。賞与は含むが退職金は含まない。

給与総額＝売上原価（人件費、製造原価に含まれる労務費）＋販売費及び一般管理費（給料＋賞与＋役員報酬・賞与＋引当金等）

労務費、給料、手当、賃金、賞与（賞与引当金繰入額を含む）、営業費用から支払われる役員報酬、役員賞与（役員賞与引当金繰入額を含む）等の合計額。

福利厚生費（退職金を含む） 当該年度に支払うべき法定福利費（厚生年金保険法、健康保険法、介護保険法、労働災害補償保険法等によるもの）、福利施設負担額、厚生費、現物給与見積額、退職給与支払額（退職給付費用を含む）等の総額。

動産・不動産賃借料 賃借料＝「動産賃借料」＋「不動産賃借料」

動産賃借料（鉱業機械、製造機械、事務用機械、自動車、ショーケースなど）、端末機を含むコンピュータの賃借料、土地、建物の賃借料。

租税公課 租税公課＝「固定資産税」＋「自動車税」＋「印紙税」＋各種団体の「賦課金」等ガス、電気事業の「営業上負担すべき事業税」を含む。
法人税、住民税、所得課税の事業税は含まない。

情報処理・通信費 情報処理・通信費＝「情報処理経費」＋「通信費」
リース契約による支払リース料、端末機を含むコンピュータの賃借料も含む。

営業外収益 受取利息、受取配当金、有価証券売却益、仕入割引、為替差益など。

営業外費用 支払利息、手形売却損、有価証券売却損、社債利息、貸倒損失、為替差損など。

うち、支払利息等 支払利息等＝「支払利息」＋「手形売却損」＋「社債利息」＋「社債発行差金償却」＋「コマーシャルペーパー利息」
銀行その他の金融機関からの借入金に対する利息、他の会社からの借入金利息、社債利息、手形売却損（受取手形の割引料）。

支払リース料 当該年度1年間にリース契約に基づいて支払った金額。
リース契約とは、長期間にわたり、特定の資産を占有して使用する賃貸借契約をいい、土地・建物の貸借、短期間のレンタル、チャーター等は含まない。

(5)「経常利益」は、次式による。

「経常利益」＝売上高－売上原価－販売費及び一般管理費＋営業外収益－営業外費用

(6)「付加価値額」は、次式による。

「付加価値額」＝営業利益＋減価償却費＋給与総額＋福利厚生費＋動産・不動産賃借料＋租税公課

(7)「資産・負債及び純資産」は、2019年度末の数値である。

(8)親会社、子会社・関連会社

「親会社」とは、企業の議決権の50%を超えて所有している会社をいう。ただし50%以下であっても、経営を実質的に支配している場合も含む。

「子会社」とは、ある会社（親会社）が50%超の議決権を所有する当該会社をいう。また、その子会社又はその親会社とその子会社合計で50%超の議決権を所有する当該会社（みなし子会社）及び50%以下であっても経営を実質的に支配している場合も含む。

「関連会社」とは、ある会社（親会社）が20%以上50%以下の議決権を所有する当該会社をいう。また、15%以上議決権を所有していること等により、重要な影響を与えることができる会社を含む。

なお、平成19年調査から定義の見直しを行い、これまで議決権所有割合だけで判定していたものを、実質支配の形に変更した。

(9) 事業内容に関する表

- 1) 「事業形態別」とは、企業の行う事業活動が、業種分類でみて単数のみの活動か、複数の活動を行っているかによって区分したものをいう。
- 2) 「事業活動別」統計表は、企業の売上高(①自社鉱産品・製造品、電気・ガス・熱供給・水道の売上高、②加工賃収入額、③卸売・小売、宿泊、飲食サービスの売上高、④サービス事業収入額、①～④以外の⑤その他の事業収入額)を、各業種分類に属する活動別に集計したものである。

(10) 企業間の取引・海外取引に関する表

- 1) モノの輸出額は、自社名義で通関手続を行ったモノの輸出額をいう。
- 2) モノの輸入額は、自社名義で通関手続を行ったモノの輸入額をいう。
他社名義で輸出・輸入を行った場合は「国内取引」となる。
- 3) 「関係会社」とは、親会社、子会社及び関連会社をいう。
- 4) 海外の各地域に属する国については、表「経済産業省企業活動基本調査国分類表」を参照のこと。

3. 記号及び注記

- (1) 統計表中の記号の「***」は集計値がないもの。

また、「x」は個々の報告者の秘密が漏れる恐れがあるので秘匿したことを示す。

- (2) 各項目の金額・構成比の積み上げは、単位未満を四捨五入しているので合計と内訳が一致しない場合がある。
なお、金額は原則として百万円単位で表章している。

- (3) 統計表において、以下の略称を使用している。

「油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業」は、「油脂加工製品等(注)」と表記している。

「計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機製造業」は、「計量器・測定器等(注)」と表記している。

「他に分類されない生活関連サービス業(791～798を除く)」は、「他に分類されない生活関連サービス業(注)」と表記している。

「スポーツ施設提供業(809に該当するものを除く)」は、「スポーツ施設提供業(注)」と表記している。

- (4) 調査結果に対する留意点

- 1) 各項目の集計に当たっては、有効回答のみを集計したため、項目によっては回答企業数にばらつきが生じている。
- 2) 前回の調査結果と比較する場合には、回収率及び調査対象数の違いに留意する必要がある。

本文の付表中に、前年・当年調査ともに回答のあった継続企業の計数、前年度比表を参考として掲載してある。

- 3) 経済産業省企業活動基本調査における資本金5億円以上の企業で、かつ財務省「法人企業統計年次別調査票」を提出した企業については、「資産・負債及び純資産」、「売上高及び費用等」及び「費用の内訳」の一部について、財務省の同調査データを活用している。

- (5) 調査の対象業種

- ・平成10年調査より、一般飲食店に属する事業所を有する企業を調査対象とした。
- ・平成13年調査より、電気・ガス業、クレジットカード業・割賦金融業、写真現像・焼付業、冠婚葬祭業(互助会を除く)、ゴルフ場、遊園地・テーマパーク、機械修理業、物品賃貸業(レンタル業を除く)、映画・ビデオ制作業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、広告代理業、個人教授所のうち外国語会話教室及びカルチャーセンター、フィットネスクラブ及び他に分類されない専門サービス業のうちエンジニアリング業に属する事業所を有する企業を調査の対象とした。
- ・平成14年調査より、日本標準産業分類の改定(平成14年3月)に伴い、インターネット附随サービス業、テレ

ビ番組制作業、電気機械器具修理業に属する事業所を有する企業を調査対象とした。なお、表章については、インターネット附随サービス業は「情報処理・提供サービス業」に含まれる。

- ・平成16年調査より、デザイン・機械設計業、ボウリング場、商品検査業、計量証明業、ディスプレイ業に属する事業所を有する企業を調査対象とした。
- ・平成19年調査より、写真業、学術・開発研究機関、洗濯業、その他の洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、映画館、スポーツ施設提供業(一部を除く)、廃棄物処理業、民営職業派遣業、労働者派遣業、テレマーケティング業、その他の事業サービス業に属する事業所を有する企業を調査対象とした。

4. 回収状況

調査対象企業数 37,162 社
 回収企業数 31,181 社(回収率 83.9%)
 有効回答企業数 29,295 社

産業別・従業者規模別回収率

	調査対象 企業数	有効回答 企業数	有効回答 回収率 (%)		調査対象 企業数	有効回答 企業数	有効回答 回収率 (%)
総 合 計	37,162	29,295	—	総 合 計	37,162	29,295	—
合 計	34,711	27,945	80.5	合 計	34,711	27,945	80.5
鉱業、採石業、砂利採取業	38	32	84.2	50人～99人	11,788	8,581	72.8
製造業	15,003	12,712	84.7	100人～199人	9,722	8,112	83.4
電気・ガス業	153	141	92.2	200人～299人	4,216	3,528	83.7
情報通信業	3,265	2,460	75.3	300人～499人	3,534	2,979	84.3
卸売業	6,814	5,517	81.0	500人～999人	2,798	2,405	86.0
小売業	4,402	3,444	78.2	1,000人以上	2,653	2,340	88.2
クレジットカード業、割賦金融業	83	77	92.8	その他産業、対象外など	2,451	—	—
物品賃貸業	389	302	77.6				
学術研究、専門・技術サービス業	726	554	76.3				
飲食サービス業	895	570	63.7				
生活関連サービス業、娯楽業	1,054	691	65.6				
個人教授所	21	14	66.7				
サービス業(その他のサービス業を除く)	1,868	1,431	76.6				
その他産業、対象外など	2,451	—	—				

5. 統計表の転載利用

この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「2020年経済産業省企業活動基本調査結果」による旨を記載してください。

6. 問い合わせ先

この統計表についての問い合わせは、経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室あてにご連絡ください。

住所 100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
 電話 03-3501-1511(代表) 内線 2904
 03-3501-1831(直通)
 E-Mail qqcebh@meti.go.jp
 資料掲載(インターネット) <https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kikatu/index.html>